

指定管理者
制度導入で

長門市ケーブルテレビ ほっちゃんテレビが

10月1日から 変わります！

受付窓口

- ・長門市ケーブルテレビ放送センター
 - ・J A 長門大本所・各支所
 - ・長門商工会議所
 - ・ながと大津商工会本所・各支所
- ※申請書の提出のみ、市役所本庁、各支所および出張所で行うことができます

放送センター受付時間

- ・月曜日～金曜日 8:30～18:00
- ※現在17:15までの受付時間を18:00までに延長します

故障・修繕

- ・受付時間内に受理した案件はこれまでどおり原則当日もしくは翌日に対応します
- ・土日祝日や夜間なども、これまでどおり緊急の場合を除き翌営業日に対応します

料金の支払い

- 納入場所
 - ①銀行や農協など金融機関窓口
 - ②コンビニエンスストア
 - ③長門商工会議所、ながと大津商工会議所本所および各支所
- ・現行のケーブルテレビ、インターネット接続サービスのメニューは変更ありません
- ・利用料の請求もながとてれび株式会社が行います
- ・現在、利用料を口座振替で支払っている場合は、手続きは必要ありません
- ・10月請求分以降、納付書による納付は、ながとてれび株式会社との収入となることから、市の窓口で納付することはできません
- ※ただし平成29年9月請求分までは、これまでどおり市の歳入となりますので、市からの納付書によって市窓口での納付することができます
- ・現在納付書で納付している場合は、できるだけ口座振替の手続きをお願いします
- 料金の減免
 - ・これまで同様、申請書の提出により減免を行います

指定管理者制度とは

公の施設の管理を自治体が指定する法人や団体（民間事業者を含む）に代行させる制度です。市の指定を受けて管理運営を行う法人や団体を「指定管理者」といいます。運営方針の決定権は市にあり、条例に基づいて管理運営が行われます。

放送施設を効果的に活用するために

市では、平成26年2月に策定した「第3次長門市経営改革プラン」に基づき、民間事業者のノウハウを放送施設において生かすことができないか検討を進めてきました。

その結果、放送施設を最も効果的に活用できる運営方法として指定管理者制度の導入を決定し、公募を行いました。

放送施設の指定管理者は「ながとてれび株式会社」に

選定委員会により選定され、このたび指定管理者となったのは、市内の「ながとてれび株式会社」です。同社は、平成23年度から長門市ケーブルテレビの自主放送番組制作やケーブルテレビ放送センターでの受付、ユーザーサポートなどを市から受託してきました。

■指定期間

平成29年10月1日～

平成32年3月31日

■指定管理料（2年6ヵ月）

125、180千円

委嘱する権限・担当する業務

指定管理者には加入承諾、契約変更許可、利用停止措置などの権限移譲を行い、施設修繕、保守点検などの維持管理、加入

気になるポイント Q & A

支払方法は？
料金の値上がりは？

Q ケーブルテレビの料金は、税金などと一緒に市役所の窓口や支所、出張所で支払えますか？

A 平成29年10月請求分以降は、ながとてれび株式会社から請求されるため、市役所・支所・出張所では取り扱いできません。ただし、平成29年9月請求分以前の利用料については、これまで同様に支払うことが可能です。

Q 民間の経営になることで、利用料金が値上がりしたりしませんか？

A 値上がりはしません。利用料金は条例で定められている金額を上限としています。ただし、今後消費税率が改定される場合などは、値上がりすることがあります。

者からの料金徴収、告知放送、ケーブルテレビ放送およびインターネット接続サービスの安定した提供を指定業務として実施します。また、料金をながとてれび株式会社の収入とする利用料金制度も併せて導入します。

なお、施設の管理運営は、指定管理者のながとてれび株式会社が行いますが、放送事業者・電気通信事業者は今後も長門市です。そのため「長門市ケーブルテレビ（ほっちゃんテレビ）」の名称は変わりません。

ながとてれび株式会社 概要

- 代表者 代表取締役 松岡 修二
- 所在地 長門市東深川890番地2
- 設立 平成22年9月
- 資本金 800万円
- 主な業種
 - ・番組制作業務
 - ・プロモーションビデオ制作など

Q 指定管理者制度に移行了後、市は何をするのですか？

A 市は放送施設の管理運営が適正に行われているかチェックするとともに、大規模な設備改修などの施設維持を行います。また、市役所、各支所および各出張所で、ケーブルテレビ放送施設に関する各種申請書の受付を行うほか、平成29年9月請求分までの徴収業務を行います。

Q 問い合わせ先は変わりますか？

A これまでと変わりありません。左記のとおりです。

■問い合わせ

長門市ケーブルテレビ放送センター
TEL 23-1541
FAX 23-1542



▲放送センター内の放送機器